



亀岡市人権啓発だより 第72号

編集/発行：亀岡市生涯学習部人権啓発課
〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地
TEL 25-5018
E-mail:jinken-keihatsu@city.kameoka.lg.jp

本市では、令和6年4月に「亀岡市人権尊重推進条例」を施行しました。この条例は、「一人一人がお互いの人権を尊重し、お互いを認め合うなど、全ての人の人権が尊重されるまちづくりを推進していくため」に制定したものです。

今回は、本市で実施している「人権に関する取り組み」の一部について、皆さんにご紹介します。年間を通して、様々な取り組みを実施していますので、この機会に、ぜひ確認してみてください。

条例の詳細は
こちらから確認を



ヒューマンシネマ 2025

令和7年8月9日(土)に開催！！
幅広い世代に来場いただきました！

本市では、毎年8月を「平和月間」とし、命の尊さ、平和の大切さを考える機会として、映画上映会を実施しています。令和7年度は、「島守の塔」、「みんないちばん！(人権啓発アニメ)」、「怪盗グルーのミニオン超変身(アニメ)」を上映し、平和と人権について考える機会として、幅広い世代に来場いただきました。



(C)2022映画「島守の塔」製作委員会

人権の花運動

毎年、市内小学校等を対象に人権の花の球根を贈呈しています。児童たちが協力し合いながら、花を育てる中で、命の大切さを学び、人権意識を高める取り組みとして実施しています。令和7年度は、「すいせん」を贈呈し、多くの児童に参加いただいています。

※今後、各小学校等において感謝状贈呈式を実施する予定です。



街頭啓発活動

人権週間(12月4日～10日)の取り組みとして、市内スーパーマーケットの店頭において、街頭啓発活動を実施しました。人権標語入りの啓発物品を配布しながら、人権週間の周知・啓発を行いました。



ところで、皆さんは、「人権擁護委員」をご存知でしょうか？

人権擁護委員は、人権問題に関するトラブルの相談対応や人権を守る啓発活動を行っている人たちです。「人権の花運動」や「街頭啓発活動」も啓発活動の一環であり、年間を通じて、本市の取り組みにも参加いただいています。



人権擁護委員の皆さんを紹介します！

(敬省略、五十音順 令和8年2月現在)

江口 昌道 大井 龍樹 桂 喜久子 加茂 恵津子
川田 和歌子 杵川 感 清水 浩次 中川 寛
中村 雄一 藤村 かをる 山内 照幸

特設人権相談について

本市では、人権擁護委員による「特設人権相談」を、原則毎月第2・第4月曜日の午後1時30分から4時30分まで、市役所会議室で開催しています。

特設人権相談の詳細は
こちらから確認を



「市制70周年記念事業 かもおか人権・平和 市民フォーラム」を開催しました!

令和7年11月16日(日)に、ガレリアかもおかにおいて、「市制70周年記念事業 かもおか人権・平和 市民フォーラム」を開催しました!

令和7年度は、「かもおか人権・平和 市民フォーラム」を「市制70周年記念事業」及び「亀岡市人権尊重推進条例施行後の記念事業」として位置づけるとともに、戦後80年になることから、「人権・交流・平和」をテーマに掲げ、「知る・学ぶ・繋げる」事業として実施しました。また、本事業は、従前の「ヒューマンフェスタ」、「ゆう・あいフォーラム」及び「女性集会」を有機的に連携させ、「人権啓発事業」、「男女共同参画推進事業」及び「人権教育事業」として再編成し、「人権啓発」と「人権教育」の両輪から1つの事業としました。

当日は、幅広い世代に来場いただき、各体験コーナーや展示・企画コーナーを楽しんでいただきながら、人権や平和に対する関心・理解を深めてもらう機会となりました!

人KENイメージキャラクター



人KENまもるくん 人KENあゆみちゃん

人権啓発事業

人権作文朗読【ステージ企画】

第43回(令和6年度)全国中学生作文コンテスト最優秀賞である内閣総理大臣賞を受賞された亀岡市立育親学園9年生の寺竹 瑠音(てらたけ るね)さん、そして、令和7年度に、本市内の小中学校で取り組んでいただいた人権啓発作品(作文の部)において、小学生の部で受賞された亀岡市立穂田野小学校4年生の八木 穂花(やぎ ほのか)さん及び中学生の部で受賞された亀岡市立東輝中学校3年生の山内 南奈(やまうち なな)さんの3名に受賞作品の朗読をしていただきました。当日は少し緊張されている様子が見受けられましたが、皆さん一生懸命に朗読されていました。



発表の様子

詳徳中学校吹奏楽部演奏【ステージ企画】

詳徳中学校吹奏楽部による演奏が披露され、会場全体はその音色に包まれました。

演奏の途中には、部員の皆さんにインタビューを実施し、音楽を楽しむことや仲間への思いについて伺うことができました。

詳徳中学校吹奏楽部の皆さんの、今後の更なる活躍を期待しています。



演奏の様子

人権の木【人権擁護委員コーナー】

来場いただいた人たちにメッセージを書いてもらい、それらを貼り付けた「人権の木」を作成しました!人権擁護委員の方々と一緒に作成することで、人権の大切さについて学んでいただくことができました。



作成している様子



完成した「人権の木」

体験コーナー・パフォーマンスショー【コンベンションホール】

シャボン玉の作成体験コーナーでは、参加者全員でシャボン玉液を作り、屋外広場で実際にシャボン玉を飛ばしました。大きさの異なるシャボン玉が空いっぱいに広がり、参加者全員で幻想的な空間を作るとともに、「みんなで協力して何かを成し遂げることの大切さ」について学ぶことができる機会となりました。



屋外広場の様子



会場の様子

大道芸人によるパフォーマンスショーでは、ジャグリングやマジックが披露され、会場は歓声に包まれました。パフォーマンス後には、「人は誰かを助けたことよりも誰かに助けられたことの方が記憶に残る」というテーマで、ご自身の体験談をお話していただきました。「人とのつながり」や「助け合いの大切さ」について再確認することができる貴重な時間となりました。

男女共同参画推進事業

ワークショップ

今年度は、パープルリボンメッセージ展に加え、3つの参画団体によるワークショップを実施しました。

パープルリボンメッセージ展では、「女性への暴力をなくすための運動」の一環として、来場者に紫色のリボンハメメッセージを書いていただき、啓発を行いました。

ワークショップでは、平和と戦争をテーマに当時の遺品や食べ物などを展示した取り組みや、睡眠の大切さに関する講座、非行防止をテーマとした帽子作り体験が行われました。

当日は家族連れの参加者が多く、楽しく学ぶ様子が見られました。



ワークショップの様子

各団体の活動紹介パネル展示

今年は、応募のあった計7団体が展示を行いました。

参加した団体やグループは、パネル一面を広く使い、日頃の団体活動の内容について、工夫を凝らしながら紹介していました。

また、来場者や参加団体同士が互いに展示を巡り、意見交換を行う様子も見られました。

来場者にとっても、男女共同参画の推進に向けて取り組む団体・グループの活動を知っていただく貴重な機会となりました。



パネル展示の様子

人権教育事業 ~女性集会次なるステージへ~

映画上映会・交流会

響ホールでは、午前特定非営利活動法人NPO亀岡人権交流センターの主催で俳優のサヘル・ローズさんが監督を務められた映画「花束」の上映会とサヘル・ローズさんとのアフタートークを実施されました。

映画「花束」は、児童養護施設で育った子どもたちの体験と記憶をたどり、それぞれの抱える葛藤や希望を描いた作品です。サヘルさんの「生かされている命を、表現によって次の代につなぎたい」という思いが参加者に勇気を与えました。

講演会・市長によるインタビュー

午後は、在神戸ウクライナ名誉領事館領事として活躍されている神戸学院大学経済学部教授の岡部 芳彦(おかべ よしひこ)さんの講演会「陽気で明るく美味しい国ウクライナでの戦争」を開催しました。ウクライナの子どもたちや女性の生活、教育現場の状況についてご講演いただきました。

講演会後には桂川市長とのインタビュー形式の対談を行いました。

展示コーナー

第41回まで開催した亀岡市女性集会の歴史をパネルや年表でたどる「女性集会の振り返り」展示や、人権と平和を考える「ガザ・パレスチナ巡回展」などを展示し、人権と平和について理解を深める機会となりました。

岡部 芳彦さんが亀岡市の市政アドバイザーに就任されました!



学びのページ

ちょっと考えてみませんかシリーズ No.35



「AI」と「私たちの人権」について



1. AIとは? ~皆さんは、「AI」と聞いて、何を思い浮かべますか??~

「AI」とは、「人工知能 (Artificial Intelligence)」の略であり、近年においては、私たちの日常生活のあらゆる場面で活用されています。

しかし、最近では、「AI」の技術が急速に発展する中で、**プライバシーの侵害**や**差別的な表現**が生み出されるなど、深刻な人権侵害も発生しています。

そこで、今回は、「AI」を利用する一人一人が、「AI」を利用した人権侵害の当事者にならないために、「AI」と「私たちの人権」について、一緒に考えてみましょう!

2. 日常生活における「AI」 ~私たちの身の回りで存在する「AI」とは??~

例えば、スマートフォンやタブレットで外国語を翻訳するときに用いる「自動翻訳機能」や、カメラやレーダーなどのセンサー技術を活用した「自動車運転支援システム」などが挙げられます。

自動翻訳機能



自動車運転支援システム



今や「AI」は、私たちの日常生活においては、欠かせないものとなってきていますね!!

3. AIによる人権侵害 ~「AI」の利便性に潜む人権侵害とは~



SNSによるいじめ



事実とは異なる情報の拡散

「AI」を利用した人権侵害には、どのような事例が存在するのでしょうか?

例えば、SNSをはじめとするインターネットを閲覧していると、著名人の顔が写し出された動画が掲載されていることがあります。その中には、本人ではない他者により、あたかも本人が登場しているかのような内容で作成されている動画も存在します。これは、AI加工や顔認証技術等が濫用されたものであり、**事実とは異なる情報**が拡散されている恐れがあります。

4. 人権侵害を防ぐために私たち一人一人ができること ~人権侵害の当事者にならないために~

- ①身近で活用されている「AI」を知る。
- ②「AI」による情報が「真実である」と決めつけない。
- ③「AI」を活用した画像や動画を作成するときには、他者の肖像権や意に沿わないものを作成しないように徹底する。

「AI」は、私たちの生活を便利にし、豊かにしてくれています。しかし、その使い方を間違えると、他者を傷つけたり、自分のプライバシーや個人情報が流出する恐れがあるという認識をもつ必要があります。利便性の向上に伴い、私たちが予期しない事態へと発展する恐れもあるため、一人一人が、「AI」の特性を理解し、適切な活用方法を身につけていきましょう!!